

新型コロナウイルス感染症拡大防止及び対面授業実施・受講に係る対応指針

令和2年11月10日（第3版）

本指針は、本学「対面による活動再開に係る指針」（令和2年8月3日）に基づき、さらに国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において提言された「新しい生活様式」を踏まえ、10月1日から対面授業を開始するに当たって、留意する事項をまとめたものである。

なお、本指針は、全学共通の指針であり、教室等の様態や教育内容は学部等で異なることから、必要に応じてキャンパスごとに指針等を作成すること。

1 健康管理に関する事項

【学生】

- ① 毎朝の検温とその記録を行う。
- ② 発熱や咳など風邪の症状や息苦しさ、強いだるさなどがある場合は、保健管理センター又は各キャンパスの保健管理室等へ連絡するか、クリニック等を受診する。
- ③ 新型コロナウイルスに感染するリスクの高い行動（会食、特に夜・多人数・飲酒を伴うもの）に関しては、慎重を期す。
- ④ 以下に該当する場合は、直ちに保健管理センター又は各キャンパスの保健管理室等へ連絡し、指示を仰ぐ。
 - 新型コロナウイルス感染症又はその可能性があるとして診断され、診断のための検査を受けることになった場合
 - 家族や知人等が新型コロナウイルス感染症と診断され、自分自身がその濃厚接触者に特定された場合
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が通知される、接触確認アプリ（厚生労働省 COCOA）を利用することを推奨する。
(COCOA) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

2 通学に関する事項

【学生】

- ① 通学前には各自で検温を行い記録する。体温が 37.5℃以上又は平熱より 1℃以上高い場合、あるいは咳・くしゃみ・喉の痛み・息苦しさ・倦怠感（だるさ）・味覚や嗅覚の異常がある場合は、通学を見合わせ、各学部教務担当へ連絡するとともに、保健管理センター又は各キャンパスの保健管理室等へ連絡する。体温計がない場合は、各キャンパスの指定する場所で授業開始前に検温を行う。
- ② マスクは各自で準備し、必ず着用する。
- ③ 通学の経路や大学内での行動(使用教室等)を記録する。
- ④ 公共交通機関を利用する場合は、混雑している車両を避け、できるだけ他者との距離をとるなど、ソーシャルディスタンスの確保を心がける。

【大学】

- ① 学生から、体温が37.5℃以上又は平熱より1℃以上高い、あるいは咳・くしゃみ・喉の痛み・息苦しさ・倦怠感（だるさ）・味覚や嗅覚の異常があり、通学を見合わせる旨の連絡を受けた各学部教務担当は、学生の履修状況を確認し、授業担当教員等へ連絡する。また、保健管理センター又は各キャンパスの保健管理室等とも情報を共有する。

3 学内施設利用に関する事項

【学生】

- ① 建物に入ったら、石けんによる手洗いや消毒液で手指の消毒を行う。
- ② マスクが汚損した場合や手持ちがない場合は、各キャンパスの学生担当窓口にご相談する。
- ③ 体育館や更衣室など、教室以外の利用は、各キャンパス等（学部や研究科などを含む。）の指示に従って利用する。

【大学】

- ① 手指の消毒液は各建物の入口付近に配置する。

4 授業受講に関する事項

【学生】

- ① 受講の際はマスクを必ず着用する。
- ② 教室出入口のドアは常時開放するようにし、ドアノブには触れないこと。
- ③ 教室に消毒液やペーパータオルが設置されている場合は、授業開始前後に、各自使用する机・椅子等を消毒・清掃する。
- ④ 教室で座った座席を必ずその都度記録する（例：前から3列目、左から2番目）。
- ⑤ 各教室は、学生間の身体的距離を確保するため、席数を制限することがある。使用できない席については、各教室に掲示等されるので、使用しない。
- ⑥ 授業開始時に、授業担当教員が、学生の健康確認を行うので、日常的な健康管理と検温の記録を怠らないように心がける。
- ⑦ 着席時には私語は慎み、特に後ろを振り返って対面で会話することは避ける。
- ⑧ 授業担当教員の指示に従い、授業中は以下のことに注意する。
 - 学生同士の接触、密集、近距離での活動、向かい合っただけの会話は可能な限り避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにする。
 - 文房具等の貸し借りは行わない。
 - 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後に適切な消毒や手洗いを行う。
- ⑨ 授業や認められた活動を終えたら速やかに帰宅する。

【大学】

- ① 換気については、原則として休み時間等を含め1～2時間毎に5～10分程度行う。なお、季節・天候等についても考慮する。
- ② エアコン・照明などのスイッチ類は、学生には触らせないようにする。教室等は各キャンパスで管理する。
- ③ 教室やトイレなど、学生が利用する場所のうち、特に多くの学生等が手指で触れる箇所（ドアノブ・スイッチなど）と使用した机・椅子等は、各キャンパスで1日1回以上、消毒と清掃を行う。学生に手指の消毒や手洗いを徹底させるため、教職員は、その指導を行う。
- ④ 必要に応じて、各教室に、学生が使用する机・椅子の消毒・清掃をさせるための消毒液やペーパータオルを準備する。
- ⑤ 各教室について、学生間の身体的距離を確保するため、席数を制限する場合は、使用できない席について、各教室に掲示等する。
- ⑥ 授業開始時に、学生の健康確認をし、記録する。
- ⑦ 授業の活動として、学生同士の会話が必要な場合は、距離を確保してマスク着用で会話するよう指示する。適切な距離が確保できない場合は、換気を行うほか、活動そのものの見直し等を行う。
- ⑧ 器具や用具を共用で使用させる場合は、使用前後に適切な消毒や手洗いをを行うよう指示する。

5 キャンパス内での遠隔授業受講や学習スペース等利用に関する事項

【学生】

- ① 対面授業が開始されても、感染拡大防止の観点から引き続き遠隔授業の形態で行う授業もあり、対面授業と遠隔授業が混在する場合がある。遠隔授業を時間割や帰宅する時間の都合上、自宅で受講できない場合は、各キャンパス等の指定する学習スペース等で受講する。
- ② 自宅にインターネット環境が整備されていない場合等も、キャンパス内で遠隔授業を受講する。
- ③ 上記①②の受講にあたり、「4 授業受講に関する事項」を遵守し、各キャンパス等の指示に従い必要な手続きを行う。
- ④ 学習スペース等に消毒液やペーパータオルが設置されている場合は、授業開始前後に、各自使用する机・椅子等を消毒・清掃する。

【大学】

- ① 学習スペース等についても、各キャンパスで1日1回以上、消毒と清掃を行う。
- ② 必要に応じて、学習スペース等に、学生が使用する机・椅子の消毒・清掃をさせるための消毒液やペーパータオルを準備する。

6 授業の欠席等に関する事項

【学生】

- ① 次のような理由で授業を欠席する場合は、各学部教務担当へ連絡するとともに、保健管理センター又は各キャンパスの保健管理室等へ連絡する。授業への出席が可能となった場合は、速やかに「欠席届」等を作成し、必要に応じて証明する書類等を添えて、各学部教務担当又は授業担当教員に届け出る。なお、公欠の取扱いについては、別紙「新型コロナウイルス感染症に係る授業等（公欠）の取扱いについて」を参照すること。
 - 新型コロナウイルス感染症に感染した、又はその疑いがあるとされた場合
 - 濃厚接触者に特定された場合
 - 体温が 37.5℃以上又は平熱より 1℃以上高い場合、あるいは咳・くしゃみ・喉の痛み・息苦しさ・倦怠感（だるさ）・味覚や嗅覚の異常がある場合
- ② 自らの意思で、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるため、授業を欠席したい場合や授業の直前に感染が拡大している都道府県から移動してきた場合は、授業担当教員やアドバイザー教員に相談する。
- ③ その他、新型コロナウイルス感染症の感染に不安がある場合は、保健管理センターに相談する。

【大学】

- ① 学生から、授業を欠席する旨の連絡を受けた各学部教務担当は、学生の履修状況を確認し、授業担当教員等へ連絡する。また、保健管理センター又は各キャンパスの保健管理室等とも情報を共有する。

7 その他

【大学】

- ① 地域の感染状況等に応じ、授業の実施方法の変更もあり得ることから、遠隔授業に直ぐに切り替えられるよう、事前準備を行う。

新型コロナウイルス感染症に係る授業等（公欠）の取扱いについて

新型コロナウイルスに係る総合対策本部

本学の学生が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等の授業の取扱いについて、次のとおり定める。

1. 本学の学生が、次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、当該学生を出席停止とする。
 - ・感染した場合
 - ・感染者との濃厚接触者となった場合
 - ・感染が疑われ保健管理センター所長又は病院の医師等により自宅待機を命ぜられた場合
2. 上記の出席停止措置は公欠とする。
3. 公欠とは、授業の欠席を授業に出席したものとみなす取扱いをいう。
4. 出席停止措置の判断は、保健管理センター又は病院の医師等の診断に基づくものとする。なお、学生が感染者等となった場合は、保健管理センターに報告すること。
5. 学生が感染者等となった場合は、教育部が保健管理センター及び学部等の教務担当と連携し対応するものとする。学部等の教務担当は、授業担当教員へ必要事項を連絡するものとする。
6. 公欠として取り扱われた回の授業については、原則として補講は行わず、必要に応じて、レポートや web class 等により授業担当教員が当該授業回に相当する課題を課す等の工夫をするものとする。
7. 出席停止の期間は、保健管理センター又は病院の医師等に通学しても問題ないと診断等されるまでとする。なお、出席停止の期間は概ね2週間程度と想定しているが、入院等により出席停止の期間が長引く場合は、別途対応を検討することとする。

附 則

この取扱いは、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和2年11月10日から施行する。